

鶴岡市あさひ自然体験交流施設
指定管理者募集要項

令和 8 年 9 月

鶴岡市朝日庁舎産業建設課

鶴岡市あさひ自然体験交流施設指定管理者募集要項

この要項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、鶴岡市あさひ自然体験交流施設設置及び管理条例（平成 26 年鶴岡市条例第 75 号）第 6 条に規定する湯殿山スキー場及びあさひ家族キャンプ村の管理を行う指定管理者を募集するものです。

1. 施設の名称

鶴岡市あさひ自然体験交流施設

2. 施設の概要

- | | |
|------------------|---|
| (1) 所在地 | 鶴岡市田麦俣字六十里山 1 0 4 番地 5 |
| (2) 位置図、概要図 | 別添参照 |
| 【湯殿山スキー場】 | |
| (1) グレンデ面積 | 1 6 . 9 8 h a |
| (2) コース | 4 コース（上級コース 1、中級コース 2、初級コース 1） |
| (3) 滑走距離 | 最長 2, 0 0 0 m |
| (4) グレンデ斜度 | 最大 3 5 度・平均 1 5 度・高低差 1 7 0 m |
| (5) 付帯設備 | リフト、ロッジ、圧雪車、スノーモービル、トイレ、駐車場、
圧雪車格納庫等 |
| (6) 営業期間 | 1 2 月上旬から翌年 4 月下旬まで |

【あさひ家族キャンプ村】

- | | |
|----------|-----------------------|
| (1) サイト数 | 5 0 |
| (2) 付帯設備 | 管理棟、別棟（シャワー、炊事場、トイレ等） |
| (3) 営業期間 | 5 月上旬から 1 0 月下旬まで |

3. 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 1 1 年 3 月 3 1 日（2 年間）

4. 応募資格

- (1) 鶴岡市内に主たる事務所（本社又は本店）を置く法人で、スキー場及びキャンプ場の管理運営を行うことができるもの。
- (2) 法人の代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ①地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当するもの。
 - ②宗教活動又は政治活動を主たる目的とするもの。
 - ③国税及び地方税等の滞納者。
 - ④会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っているもの。
 - ⑤指定管理者に応募した法人の代表者等（法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者を含む。）が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3

年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者 (以下「暴力団員等」という。) 又は暴力団員等がその事業活動を支配する者、又は暴力団員等をその業務に従事させ、もしくはその業務の補助者として使用する恐れがある者に該当するもの。

- (3) 鉄道事業法第 18 条の 3 第 2 項第 4 号及び第 5 号で規定する安全統括管理者と索道技術管理者を置くこと。

5. 募集要項の配布時期

- (1) 配布時期 令和 8 年 9 月 15 日(火)～ 令和 8 年 10 月 9 日(金)
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
※土日祝日を除く。
- (2) 配布場所 鶴岡市朝日庁舎産業建設課

6. 募集期間等

- (1) 募集期間 令和 8 年 9 月 15 日(火)～令和 8 年 10 月 9 日(金)
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
※土日祝日を除く。
- (2) 提出場所 鶴岡市朝日庁舎産業建設課
- (3) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は 10 月 9 日午後 5 時 15 分まで必着)
- (4) ヒアリング 申請内容について必要に応じてヒアリングを実施します。

7. 募集説明会

- (1) 日時 令和 8 年 9 月 25 日(金) 午後 3 時
- (2) 会場 湯殿山スキー場 (ロッジ前集合)
- ※説明会に参加したい法人は、前日までに参加の申込をお願いします。
- なお、本説明会に参加しなくても申請することはできます。

8. 指定申請書類 (提出部数各 1 部)

- (1) 指定管理者指定申請書 (様式第 1 号)
- (2) 指定予定期間に属する各年度の指定管理業務にかかる事業計画書及び収支計画書
- (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに属する書類
- (4) 法人の登記簿謄本
- (5) この申請書を提出する日に属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度にかかる事業報告書及び収支決算書

9. 選考方法等

指定管理者の選定は、書類審査、鶴岡市指定管理者選定委員会の審査を経て候補者を選定します。

- (1) 申請内容については、令和 8 年 10 月開催予定の鶴岡市選定委員会で審査し候補者を決定します。選定された候補者には、内定通知を送付します。
- (2) 候補者は、令和 8 年 12 月に開催される鶴岡市議会の議決を経て指定管理者として指定

されます。

(3) 候補者の指定の有無については文書で通知します。

1 0. 選定基準

- (1) 事業計画書の内容が、市民の利用を促進するものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の効率的運営と管理経費の縮減が図られること。
- (3) 管理運営を安定して行うための人的物的能力を有していること。
- (4) 選定における評価基準を充たしていること。詳細については、別紙 1 を参照。

1 1. 管理運営基準等

別紙 1 鶴岡市あさひ自然体験交流施設管理運営基準のとおり

1 2. 利用料金について

利用料金制で管理運営し、収益は指定管理者のものとする。

1 3. 市への報告について

年度ごとに、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項の規定による事業報告書を提出すること

1 4. 個人情報の取扱

指定管理者は、業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、改ざん、滅失、棄損等の防止など必要な措置を講じ、個人情報の適正な管理に努めること。

詳細については、別紙 2 を参照のこと。

1 5. 注意事項等

- (1) 必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。
- (2) 提出された書類は、返却いたしません。
- (3) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- (4) 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

【書類提出先及び問い合わせ先】

997-0492 鶴岡市下名川落合 1 番地

鶴岡市朝日庁舎産業建設課

担当 菅原

電話番号 0235-53-2120

F A X 0235-53-2119